
20世紀初頭のモンゴル国における 関税をめぐる相克と共生 －制度と実態に関する基礎的考察－

橋 誠

1. はじめに

清代の露清国境キャフタにおける貿易について、日本では吉田金一の業績〔吉田 1963;1974;1984〕を嚆矢とし、澁谷浩一、柳澤明らの露清外交を中心とした研究〔澁谷 2003; 柳澤 2012〕が進められてきた。近年、森永貴子らにより貿易の実態がより詳細に明らかになってきている〔森永 2010; 塩谷（編） 2009〕。また、清朝時代の旅蒙商の活動にも注目が集まっており、中国をはじめとして着々と研究が進められている〔秋原 2015〕。

その一方で、1911年の独立宣言後のモンゴル国における貿易経済については未だ十分に解明されていない点が多い¹⁾。中でも、清朝から離脱したモンゴル国における関税については、制度的側面に関する研究はいくつかある²⁾ものの誤りも散見され、それが国家予算の70%から80%を占めていたとされる〔Лонжид 2000:21-22〕にもかかわらず、不明な点は未だに多い。

清代のモンゴルにおける関税は、当然のことながら清朝政府とロシア政府間の交渉により取り決められていたが、独立宣言後のモンゴル国政府は他国同様に独自に様々な税規則を制定していった。新たに制定された諸税規則の中でも、関税設置の背景には、新国家の財政基盤

1) この時期のモンゴル国の財政に関する比較的まとまった研究としては、Лонжид 2000がある。

2) モンゴル国における代表的な関税研究としては、Идшинноров&Шаравсамбуу 1996;Пунцагдаш 2006;Монгол улсын гаалийн ерөнхий газар 2012などが挙げられる。

を整えようとするモンゴル国の試み、そしてモンゴル国の後ろ盾となっていたロシアによるモンゴルにおける経済利益拡大の思惑などがあり、それは当該地域のそれまでの経済構造を大きく変容させようとするものであった。

1912年11月3日の露蒙協定、1913年11月5日の露中宣言などにより、モンゴル国は「外モンゴル」のみが中華民国の「宗主権」下に「自治」を行うことになり、「外モンゴル」は「中国領の一部」とされた。「外モンゴル」における関税については、「宗主権」を有する中国が諸外国と締結した条約は「中国領の一部」である「外モンゴル」にまで適応されるのか、あるいは「自治」を行使する「外モンゴル」は独自に関税を徴収する権利があるのか否かなど様々な問題が浮上していた。また、中国も「外モンゴル」における中国商人³⁾の利益の保護を図ろうと努力したため、1914年9月から1915年6月まで開催されたモンゴル、ロシア、中国の代表によるキャフタ会議では、「外モンゴル」における関税について激しい議論が交わされた。

このようにモンゴル、ロシア、中国の各政府の思惑の下に整備されていった関税規則においては、いったい何が規定され、それらはどのように運用されていたのであろうか。マイスキーはその著作において、

モンゴル政府によって発布された関税規則により、中国人の持ち込む商品には5%の税金が課せられ、ロシア商店の商品は税金を免除されていたため、ロシア商人は当然のごとく中国人に自らの名義を売却した。張家口から〔フレー⁴⁾の〕様々なロシア商店の住所に向かったキャラバンは、無事にモンゴルの税関を通過してフレーに至り、中国商店の庭先に荷を下ろした〔Майский 1921:208〕。と記しており、無関税貿易の特権を有するロシア商人による中国商

3) 本稿において、「中国商人」、「中国人」は基本的に「漢人商人」、「漢人」を指すものとする。

4) 現在のオラーンバートルのこと。

人への名義貸しなどの税逃れの問題はすでに知られていた⁵⁾。また、モンゴル国の研究においても、ロシア商人の中国商人への名義貸しの問題は指摘されてきた [Идшинноров & Шаравсамбуу 1996:57]。しかしながら、管見の限り、それらロシア商人と中国商人の共犯関係に関する具体的事例は報告されていない。

本稿は、モンゴル国における関税をめぐる、ロシア政府の対モンゴル関税政策に言及しつつ、特に 1910 年代のモンゴル国において問題となっていた中国商人の税逃れの具体的な事例を取り上げることにより、モンゴル国における税規則運用の実態の一端を明らかにすることを試みる。

本稿が扱う時代のモンゴル語においては *γayili* という用語が頻出する。現代モンゴル語において、*γayili* は一般的には狭義の「国境関税」を指す。しかしながら、20 世紀初頭においては、広義の関税を意味し、国内を通過する物品に課される税を意味するのみならず、「牧地税」のような牧地の使用料にも用いられていた⁶⁾。ただし、本稿においては「関税 *γayili*」をあくまで交易にともなって生じる税の意味で用い、意味内容から「国境関税」、「国内関税」を使い分け、「牧地税」については考察の対象外とする。

2. モンゴルにおける関税の概略

清代のモンゴルにおいて商売を行う民人（漢人）商人は、理藩院に報告して一年間の滞在許可証（大票）を得て、長城の関所において税を納めていた [Идшинноров & Шаравсамбуу 1996:22-23; Чулуун 2009:192]。外モンゴルのフレーからさらにモンゴル各地で商売を行う場合はフレー辦事大臣に報告し、許可証（小票）を得てから各地に赴いていた

5) ただし、ロシア商人が扱う商品であっても、中国領から直接モンゴル領へと運搬された商品は課税対象となっていたため、このマイスキーの記述を鵜呑みにすることは危険である。

6) モンゴル国の関税研究者ツォグトーは、*γayili* は漢語の「税」と同義であり、「税」はロシア語の таможенная пошлина と同義であるとしている (Ш.Цогт-оо 2015:6)。

[Идшинноров & Шаравсамбуу 1996:24]。19世紀末、中国商店のモンゴルにおける店舗数は500ほどとなり、うちフレーに160店舗、オリヤスタイに80店舗以上、キャフタに100店舗、ホブドに60店舗以上になっていたという [Чулуун 2009:196]。

20世紀に入り、光緒30年3月3日（1904年4月18日）、フレー辦事大臣徳麟らにより、フレーから商品（家畜、羊毛、皮革）を持ち出す民人商人から5%の税を徴収する旨が上奏され、裁可された [中國第一歴史档案馆（編）1995:668-669]。この命令は、1904年5月30日にフレーにもたらされ、モンゴルにおいて初めて税が徴収されるようになり、フレーの東西に税務局が設置された [Очир & Пүрвээ 1982:163-165; Идшинноров & Шаравсамбуу 1996:28]。また、地方の各旗からフレーを経由せずに直接長城に向かう商人もいるため、各旗で5%の税を徴集し、徴収した税の2%をその旗が受け取るようにした [Идшинноров & Шаравсамбуу 1996:28]。

一方、ロシアと清朝は1862年に締結した陸路通商章程において、露清国境100里（50ヴェルスタ）以内の無関税貿易について合意し、ロシアは清朝官憲所在のモンゴル各地（フレー、オリヤスタイ、ホブド）での無関税貿易が認められていた。1881年のペテルブルク条約で改めてこれらの特権が確認され、ロシア商人によるモンゴル地方での商取引は無関税となった [譚桂戀 2016:529]。

1911年12月1日にモンゴルが清朝から独立を宣言して新政府を樹立すると、新たな税規則が整えられていった。新政府成立後間もない共戴2年4月2日（1912年5月18日）の外務大臣ハンダドルジらの上奏には、

内地から〔モンゴル〕各地で商売を行う民人から関税を徴収することは国際的に定まった規則である。わが国の税規則を制定し、かれら商人から同様に関税を徴収し、国庫の足しにすべきである。首都フレー、諸都市、キャフタ、ハルハ各旗、シャビの地に至って商売を行う民人が持ち込む商品、またわがモンゴル国の領内か

ら持ち出す家畜、皮革などの産品について、購入した価格からこの度は軽減して100分の5を徴収し、通行税規則を税規則の中から削除し、含まれていなかった条項は追加し、各旗において農業を行う、家畜を飼育するものからは適宜〔税を〕徴収することなどを協議し・・・ボグド・エゼン・ゲゲーンのご高覧に供し、ご聖断を乞う〔МУУГА.ФА4-Д1-ХН130-Н1〕。

とあり、新政府樹立にともなう財源として関税が重視されるようになったことが分かる。この後、新たな税規則が制定されることになり、共戴2年4月16日（1912年5月31日）に7条からなる税規則が公布され、ドルジツェレンが新たに税務大臣に任命されて税務省が新設された。

この7条の税規則は以下の通りである。

- 第1条 首都フレー、売買城、キャフタ、オリヤスタイの地にそれぞれ官吏を派遣して〔税務〕局を設置し、商民から徴収する税を集めさせ、局ごとに木印を1つずつ作成して与える。
- 第2条 首都フレー、売買城の地に武装した騎兵50、歩兵150を招集して税務局を警備させ、税務を監視させる。また、キャフタ、オリヤスタイの税務局にそれぞれの土地に配備した兵から然るべき数を招集して派遣し、同様に警備し、監視させる。
- 第3条 首都フレー、売買城、キャフタ、オリヤスタイの税務局において毎月徴収した税を規定の数に従って税務総局に送り、総局から10分割し、1分を残して徴税の用途に支出し、残りの〔10分の〕9分を財務省に引き渡す。
- 第4条 各旗の印務処において毎月徴収した税および毎年2回徴収した牧地税をすべて10分割し、1分を税務総局に届けて徴税の用途に支出し、残りの9分を再び10分割し、2分をその旗の印務処に残し、8分を税務総局に届け、財務省に引き渡す。
- 第5条 首都フレーなどの地にある税務局、および各旗において徴収した税のうち徴税の用途に支出するための10分の1をどのような用途に支出したのかを、毎年の末に税務総局から詳細

に目録を作成し、上奏してご高覧に供す。

第6条 各旗に残した2分の税を4分割し、1分をその旗の徴税を取り仕切る官吏の賃金として与え、残った3分をその旗の正規の職務に支出し、全てどのような用途に支出したのかを、毎年の末に詳細に目録を作成して税務総局に報告し、監査させる。

第7条 以上、定めるべき事項の中に不足するものがあればその時に協議し、上奏して決定する [МУУТА.ФА4-Д1-ХН130-Н2]。

この規則によれば、税務局において徴収された税の90%、各旗において徴収された税の72%は財務省に、税務局において徴収された税の10%、各旗で徴収された税の10%は税務総局に、残りの18%が各旗に分配されていたことになる⁷⁾。当時、モンゴル国においては領内の住民から徴収する直接税は存在しなかった [Holzman 1957:223]。

さらに、共戴2年5月17日(1912年7月1日)には、関税に関する4部15条からなる具体的な規則がモンゴル語と漢語の2ヵ国語により発布された。モンゴルにおける関税の基礎となる重要な規則であるため、牧地税に関する第3部を除く全文を訳出する。

第1部 輸入税の規則

第1条 すべて商民はわがモンゴル国領各地に交易に来る際、出発地から持ち込んだ茶貨などの商品に見合う時価の100分のうち5分の税を納めなければならない。

第2条 商民が出発地から持ち込み販売する酒に見合う時価の100分のうち10分の税を納めなければならない。

第3条 商民は出発地より持ち込んだ茶貨、酒などの商品をフレ、買売城、キャフタ、オリヤスタイなどでは税務局において、各旗、シャビにおいてはその印務処に赴き、

7) ただし、1915年の牧地税の分配を見ると、徴収した税の20%を旗に残し、70%を財務省に、10%を税務省に送っており (МУУТА.ФА8-Д1-ХН641-X 49-98)、後に税の配分が変わったようである。

一つ一つ詳細に検査させ、規則通りに税を納めた後にはじめて販売することができる。

- 第4条 モンゴル各旗、シャビに赴いて交易を行う商民はすべて、その旗の印務処から40の地(yajar)⁸⁾以内で商売をし、税務を常に監視できるようにしなければならない。

第2部 輸出税の規則

- 第5条 すべて商民は、モンゴル国の各地から購入して持ち出す家畜、皮革、毛、角、木材、きのこ、草、砂金、石などに見合う時価の100分のうち5分の税を納めなければならない。

- 第6条 商民はモンゴル国領から家畜、皮革などのあらゆる商品を購入して国外に持ち出す際、フレー、買売城、キャフタ、オリヤスタイでは税務局において、各旗、シャビにおいては印務処に赴き、数を明らかにして報告し、局と印務処の役人により詳細に検査させ、梱包すべきものは立ち合いの下に梱包して印を押し、規則通りに税を納入して証明書を受け取った後にはじめて国境を越えなければならない。

- 第7条 商民が一度税を支払い、証明書を受け取った後は、モンゴル国領内の各地で再び税を徴収してはならない。

第4部 賞罰の規則

- 第11条 すべて商民は税の支払いに違反すれば、本来徴収すべき税の上に10倍を上乗せして罰金を科し、また商売を禁止し、即刻故郷に追放し、見せしめにしなければならない。

- 第12条 商民が税から逃れようと〔商品を〕隠匿する、また税を支払うべき商品を持って密かに出入りするものがいて、検挙の上で間違いなければ、本来徴収すべき税の上に10倍を上乗せして罰金を科さなければならない。

8) 1yajarは576メートルなので、40のyajarは23.04キロメートルとなる。

第13条 税務を取り仕切る官吏や役人が誠実に検査し、税務を振興させることができれば、その都度表彰する。不注意により税を取り損ねることがあれば必ず厳しく罰する。

第14条 誰であっても商民の税不払いの罪を証言して役所に報告し、調査の結果間違いなければ、上乘せして罰金を科した10倍の〔税〕のうち5倍分を証言した人物に賞与すべきである。

第15条 上記の税規則の中で不足があればその都度追加する [МУУТА.ФА8-Д1-ХН22; Очир&Пүрвээ 1982:240-245]⁹⁾。

一方、清代にはペテルブルク条約の規定により無関税となっていたロシア商人も、モンゴルの独立宣言後に一時期課税対象となったようである。共戴2年6月27日(1912年8月10日)、フレーの東西2(税務)局の官吏に、ロシア人、ブリヤート人がフレー、買売城から購入した牛、馬から税を徴収し、また証明書を与えるべきことが命令されている [МУУТА.ФА8-Д1-ХН1-Х11; Идшинноров & Шаравсамб - уу 1996:40]。実際、1912年10月の段階では、ロシア人が関税を徴収されていることが確認できる [МУУТА.ФА8-Д1-ХН351-Н46]。

しかしながら、モンゴル独立運動の後ろ盾となっていたロシアは、モンゴルにおけるロシア商業発展のため、1912年11月3日に露蒙協定を締結し、その付属議定書第2条において、ロシア臣民のあらゆる交易における無関税特権を再び獲得した。付属議定書第2条は、以下の通りである。

大ロシア国臣民は、旧来通り、ロシア、モンゴル、中国およびその他の外国のあらゆる土地から産出、または製造したあらゆる製品の輸出入、そして商品を販売する権利を有し、関税およびその他の税を納めない。もしロシア、中国の2者が共同し、またはそ

9) この時に規則について、先行研究(Пунцагдаш 2006:138-139; Монгол улсын гаалийн ерөнхий газар 2012:24-26など)では16条としているが、実際には15条であり、後述するように、後の改正により16条となるのである。

の他の商品をロシア人が代わりに偽って扱えば本条に規定した権利を与えない [Очир&Пүрвээ 1982:176]。

この規定にはロシア臣民が扱う商品が無税とすることのみが記されているため、中蒙国境をロシア臣民が商品を運んだ場合に課税対象となるか否かは不明であった。またロシア人と中国人が共謀した場合は特権が付与されないことは記されているが、罰則規定は特に設けられていなかった。このことは、当然のごとく後に問題となってくる。

これまでは無税であったモンゴル人の国内交易に対する課税についても、共戴3年5月23日（1913年6月27日）、財務省と税務省が連名でボグド・ハーンに上奏し、5月24日（1913年6月28日）の勅令により「請願通りにせよ」と裁可された [МУУТА.ФА8-Д1-ХН440-Н5]。これはモンゴル人に対して課せられた初めての内地税であった [Чулуун 2009:224]。その主要な規則は以下の通りである。

第1条：モンゴル人が4種の家畜を売却するため首都フレー、オリヤスタイ、キャフタ、フルンボイル、ホブド、買売城などの地に入る際には、税を徴収して納税証明書を与え、再び税を徴収しないようにする。

第2条：去勢されたラクダから1両4銭、5歳以上の雌ラクダからは1両、4歳の雄ラクダから1両、雌ラクダから8銭、3歳の雄ラクダから8銭、雌ラクダから7銭、2歳の雄ラクダから6銭、雌ラクダから5銭、5歳以上の馬、牛からは7銭、4歳の雄・雌馬・牛から5銭、3歳の馬・牛から3銭、2歳の馬・牛から1銭5分、雄ヒツジから1銭、雌ヒツジ、3歳以上の去勢ヤギ、2歳の雄・雌ヒツジからは7分、雌ヤギ、2歳の雄ヤギから3銭の税を徴収し、1歳の家畜には課税せず、荷車ごとに2銭を徴税することになった。

第3条：誰であっても、私用で首都フレーなどの地に入る際には、乗用・使役の馬、ラクダ、牛の荷車からは税の徴収を免除する。仮に、売却する家畜を偽って税を納めずに市場など

で売却すれば、監視役人が調査して罰するほか、税を2倍徴収する。

第9条：上記の制定された規則の中で不足のあるもの、訂正すべきものがあれば状況に応じて追加して制定する [МУУТА. ФА8-Д1-ХН82-Х109-114; Монгол улсын гаалийн ерөнхий газар 2012:36-37; Пунцагдаш 2006:144-145]。

このように、モンゴル人の国内交易からも徴税されるようになったのであるが、その背景には課税対象となっていた中国商人の税逃れの問題があった。一例を挙げれば、共戴2年6月1日（1912年7月15日）付のフレーの西税務局の報告には、

交易を行う民人の中にはモンゴル人とつるんで徴税という重要事から逃れ〔ているので、〕偽った名の挙がっている民人をわが局の兵が捕らえ連行し、彼らの交易品から規則により本来納めるべき税を10倍上乘せして罰金を支払わせた・・・ [МУУТА. ФА8-Д1-ХН371-Н7]。

とあり、無税で交易していたモンゴル人と共謀し、その名義を利用することにより税逃れをしていた中国商人がいたことが窺われる。このように、新政府樹立後、中国商人から関税を徴収するようになったことにより、これとの共謀を防ぐためにもモンゴル人への課税が必要となったのである。この問題については、具体的事例に基づいたより詳細な分析が必要となろう。

それでも、中国商人からの徴税は必ずしも順調に遂行されていたわけではなかったようである。中国商人としては5パーセントの税額よりも低い額の賄賂によって税の支払いを免れれば、モンゴルの税関役人との共謀は依然として可能であった。また、一時は課税対象となるものの、ロシア人は無関税特権を維持するという方向で税制は整えられていったため、後述するように、ロシア人と共謀することにより関税を免れる道も残っていたのである。

3. 税規則改定をめぐる

このようにして制定されていったモンゴル国の税規則は、すぐにくつかの問題に直面し、改定されていった。改定された部分を検討することにより、モンゴルの税規則がいかなる問題に直面していたのかが明らかになるはずである。

まず、1913年6月28日に制定されたモンゴル人の内地交易から徴税する規則は、およそ5か月後の共戴3年10月28日（1913年11月26日）には、すでにいくつかの条項が改定されている [МУУТА.ФА8-Д1-ХН82-Х183-192]。さらに、共戴3年12月26日（1914年1月22日）には、1912年7月に発布された関税規則も改定されることになった。改定の許しを求める上奏においては、中国商人が滞在しているのに関税を徴収して送金してこない旗があること、そして中国人とロシア人が共謀してあらゆる物品をロシア人が中国人に代わり扱う事例があるという2点が主に問題視されている。その原因としては、王公、タイジ、シャンゾドバなどを賞与する、あるいは処罰する規定がないため、そして中国商人や彼らと共謀して税逃れをしたロシア人やその他の外国人を処罰する規定がないためであると分析された。

そこで、1912年7月の関税規則に第4条を新たに加えて全16条とし、第3、7、10、13、14、15条を改定して発布した [МУУТА.ФА8-Д1-ХН82-Х209-217; Идшинноров&Шаравсамбуу 1996:41-43; Пунцагдаш 2006:138-140]。

このうち、改定第13条は本稿の行論に密接にかかわるため、以下に訳出する。

商民および民人と共謀する、または他人の家畜、財物を代わりに運ぶロシア人、外国人が税逃れを図って隠れ、あらゆる税を納めるべき貨物を運び、密かに出入することがあれば、調べて明らかになった後に、本来徴収すべき税の上に10倍を上乗せして徴収すべきである。

この改定された規則により、民人と共謀するロシア人や外国人、ある

いは他人の商品を自らのものとして運ぶロシア人への罰則も明記されたことになる。

このように、中国人、モンゴル人、さらにはロシア人に対する税規則が改定されていく中、新たな問題も浮上してきた。それは、例えば中国商人がロシアからロシア商品を持ち込んだ場合、あるいは中国商人が無関税特権を有するロシア人から商品を購入してこれを転売した場合はどう対処するのか、そしてロシア人が中国領を経由してモンゴル領内に持ち込んだロシア商品、あるいは中国商品は課税されるのか否か、などの問題である。

まず、1913年には、中国商人がロシア領から持ち込んだロシア商品、あるいはロシア人から購入し転売した場合に税を徴収するのは露蒙協定に抵触しない、すなわち税を徴収すべき旨が命令されている [Идшинноров&Шаравсамбуу 1996:57]。

また、1913年12月27日には、ペテルブルクを訪問中のモンゴル国首相ナムナンスレンと会談を終えたロシア外相サゾノフが、フレー駐在ロシア総領事ミルレルに対して、「サイン・ノヨン（ナムナンスレン）との話し合いからは、モンゴル政府はロシア人によって中国と満洲から輸入される商品から税を徴収する権利があるとは考えていない」との印象を抱いたという。すなわち、モンゴル政府はロシア人が扱う商品はすべて無税であると認識していたというのである。しかしながら、サゾノフは、「わが国は露蒙国境経由での輸入のみ免税であると考えており・・・ロシア人が最恵国待遇を享受するという条件であれば、ロシア人によって中国や満洲の国境経由でモンゴルに輸入される商品への課税には全く反対していない」とモンゴル政府に説明するようミルレルに訓令している。だが、サゾノフは、「言うまでもなく、中国や満洲経由のモンゴルへの輸出から税を徴収するか否かの問題の解決は、三方交渉の結果次第である」と付け加えている [Попов (ed.) 1929:47]。この件は、ミルレルからモンゴル側に伝えられ、さらに共戴4年3月5日（1914年4月30日）に税務省から各地に通達される

際には、「満洲などの中蒙国境を越えて販売する場合」は「規則通りに関税を徴収する」とされている [МУУТА.ФА8-Д1-ХН155-Х261-262]。ミルレルはキャフタ会議の場でも、1913年12月に、ロシア臣民が中国から外モンゴルに商品を搬入すれば、すべて中国商民と同様に税を払うことになったと認めている [Батсайхан (ed.) 2013:146]。

しかしながら、共戴4年5月20日(1914年7月12日)付の外務省の書簡には、セツェン・ハン盟の盟長からの書簡が引用され、その中では税務省が、「満洲などの中蒙国境の地からロシア人が商品を持ち込み販売した場合は、規則通りに関税を徴収せよ」と命令したことが記され、さらに、「満洲里を經由して商品を販売するロシア人セウエニンらに関税を徴収する旨を伝えたところ、彼らは総領事より関税を納めるようにとの命令があれば、その時に〔命令に〕従うと述べ、関税を納めなかった」と報告している。これに対し外務省は、「名前の挙がったロシア人らが持ち込んだ商品を露蒙国境である満洲里駅から輸入してきたことを所属旗は誤ったのであり、これらロシア人は中国人と共謀したわけでないので、二国間で締結した協定に従って関税を免除すべきである」と回答している [МУУТА.ФА4-Д1-ХН30-Х207-208]。すなわち、露蒙国境以外からのロシア人の取引には課税することが露蒙間で合意されていたが、どこが露蒙国境であるのかについては、中央政府と地方の現場で共通認識が形成されていなかったということである。仮に関税を徴収すれば、満洲里はモンゴル領ではないことをモンゴル政府が認めたことになる。これはフルンボイルがモンゴル領なのか否かという問題と密接に関わっており、その解決はキャフタ協定の締結を待たなくてはならなかった。

このように、モンゴル国で制定されていった関税規則は、外モンゴルにおけるロシア商業の拡大、中国商業の後退をもたらすものであると中国政府には認識され、モンゴル独立問題を協議したキャフタ会議においても重要な争点の一つとなっていった。では、モンゴル国の関税について、ロシア政府はどのような方針でキャフタ会議に臨んだのであろうか。

4. ロシア政府内における議論

1914年9月8日に始まるキャフタにおける会議に先立ち、ロシア政府内ではそのおよそ半年前の1914年3月10日、外務次官ネラトフを議長とし、大蔵省や商工省の代表らが参加した各省連絡会議が開催された〔M.O.Э.И.1:№406,526-533〕。さらに、1914年5月7日に開催された閣僚会議においては、各省連絡会議での議論が紹介された上で、決議がなされている〔M.O.Э.И.2:№368,478-481〕。以下、本節において引用するのは、特に断りのない限り全て閣僚会議の議事録からの引用である。

まず、各省連絡会議に議長として参加したネラトフは、

ロシア国境経由によるモンゴルへの輸入は、関税をはじめその他一切の税を完全に免除されているが、中国を経由して〔外モンゴルへ〕通過する外国商品は中国において規定されている7.5%の輸入通過税¹⁰⁾を支払っていることを考慮し、外務省はロシア商業が現在享受している優位を強化することは危険であると考えている。

との前提を示した。そして、「可能な限り中国国境経由の外国商品のモンゴルへの輸入を困難とするように努力」するために、「中国において実施されている釐金を例として、モンゴルにおける国内商税の設置を計画することに決定した」とする。

このように決議した理由としては、モンゴルに釐金を設定することにより、モンゴル国において、「わが国の商業にとっての最大のライバルである中国商品のみならず、中国において包装し直されるか、あるいは加工されたために釐金税の課税対象となるあらゆる外国商品のモンゴルへの進入に対する少なからぬ障壁が作り出され」、さらに、「外国商品は従来通り国際条約に規定された税を課されるだけなので、モンゴルにおける外国商業の利益を損なうものとは見なされない」とした。

これに対して大蔵省と商工省の代表は、「中国からのモンゴルの分離

10) 5%の関税と2.5%の代替税（子口半税）合わせて7.5%を支払えば、中国領内の釐金を免除されるという外国人に与えられた特権を指している。中国の関税をめぐる問題については、本野英一2004；村上衛2013などに詳しい。

により、モンゴルは外国政府との通商条約を自主的に締結する権利がある」とし、「外務省が提起する方策はこの権利を疑念にさらし、列強との将来的な条約をモンゴルにまで拡大することを要求する口実を中国に与えるのではないか」との危惧を表明した。そして、ロシアがモンゴルにおいて優勢な地位を確保するためには、「来たるロシア、中国、モンゴルによる交渉では、モンゴルのために中国との国境において、中国のみならずあらゆる外国商品に対する自主的関税を導入する権利を確保することが不可欠である」と主張した。

しかしながら、外務省は、「モンゴルにおける外国商業への圧迫は、中国の構成部分であるモンゴルにおける自国商業は中国と締結された通商条約の基礎に従わなければならないと見なし続けている利害関係諸国側からの抗議を引き起こすことになる」として大蔵省と商工省の主張を退け、「列国は必ず彼らにより輸入される商品への課税をロシアの輸入と均等にすることを求め、モンゴル政府との直接交渉に入るかもしれない。それは、モンゴルの国家意識が薄弱な時にはわが国にとって極めて都合の悪い結果を招くかもしれない」との危惧を表明した。

実際、3月10日の各省連絡会議に先立ち、1914年3月3日、ペテルブルク駐在イギリス大使 G. ブキャナンがロシア外相サゾノフに送った英語の覚書には、本国政府よりサゾノフ氏に通達することを指示された内容として、

イギリス政府はロシア政府の同意の下、イギリス貿易のために公正な条件と門戸開放の維持を確保する協定の締結を目指して、モンゴル政府との交渉に入るようにと北京駐在イギリス公使に指示することを提案している [M.O.Э.И.1:№363,477-478]。

と記されている。これはまさしく、ロシア外務省が危惧していた、他国がモンゴル政府と直接交渉に入ろうとしていることが現実のものとなり得る可能性があったことを示している。続けて、この覚書は、

ロシア商品に特権を与えていない露蒙議定書は、ロシア臣民にいかなる国の商品であろうともモンゴルに無税で輸入する権利を保

証している。イギリス政府は、最恵国待遇付与の下に、ロシア臣民が享受しているような同様の特権をイギリス臣民とその商品に対しても確保するとともに、イギリス領のいかなる地域からの生産物と製品に対して、その他の外国の製品に課せられている、いかなる輸入税、トランジット税あるいはその他の税を課されていないことが約束されることを望む [M.O.Э.И.1:№363,477-478]。

とし、ロシア同様の特権をモンゴル政府に対して求めることを告げている。

このようなイギリスの姿勢に対してロシア外務省の考え出した上述の方策は、モンゴルにおける最大のライバルである中国商業を排除してロシア商業の利益を確保しつつ、諸外国からの抗議をかわすことを目的としていたのである。ロシア外務省は、ロシアがさらなる優越権を確保しようとした場合、諸外国がモンゴル問題について、モンゴル政府とではなく、ロシアの手が届かない中国と交渉することをより恐れていたのである。諸外国がモンゴル問題におけるロシアの行動に口を挟まないのは、ロシアが諸外国の利益を侵害していないからであると外務省は見ていた [M.O.Э.И.1:№406,526-533]。

最終的に、閣僚会議は、「外国商品に対するモンゴル国境での関税強化に関する問題提起は上述の交渉を著しく困難にし、列国はその決定に従わないに違いない」とし、「現在はモンゴル領内における国内課税の実施に限定することの方がより妥当である」との判断を下し、外務省の提案したキャフタ会議での方針を承認した。

この閣僚会議の決定を受け、ロシア外務省は3月3日の覚書に回答する形で、5月21日、イギリス大使ブキャナンにフランス語の覚書を送った。その中では、ロシアの無関税特権は1862年、1881年の露清条約において合意されたもので、1912年の露蒙議定書はそれを確認したものに過ぎず、イギリスもミャンマー国境經由貿易で同様の特権を獲得していたとした。さらに、ロシアの特権は露蒙国境經由の輸入に限定され、海路から中蒙国境經由の輸入は、中国の港における輸入税、中国とモンゴルにおける現地税を支払うものであると回答した

[M.O.Э.И.3:№46,58-61]。

このように、ロシアの対モンゴル関税政策は、イギリスの関与を排除するためにも、モンゴル国境での関税は導入せずに釐金のみを設定することにより、列強が享受している子口半税を適用できるようにし、さらにロシアの特権も露蒙の陸上国境に限定するというように、ロシアの優位性が強調されないように留意されていた。当然のことながら、ロシアはモンゴルにおけるロシア商業の発展を図ることばかりではなく、諸外国への配慮も欠かすことができなかつたのである。では、キャフタにおける会議の場では実際いかなるやり取りが交わされたのであろうか。

5. キャフタ会議における関税交渉

キャフタ会議における関税交渉の概要についてはすでに明らかになっている [張啓雄 1995:247-254; Батсайхан 2002:164-167] が、いまだ議事録を詳細に分析したものはなく、モンゴル、ロシア、中国三者がどのような論理で交渉を行っていたのかについては議論の余地がある¹¹⁾。

関税についての交渉は、1915年1月22日の第26回会議から行われた。3者の基本的な主張は次の通りであった。中国は、宗主国である中国よりロシアが優越権を有するのは正当ではないため、中国人も同様に免税とすべきであるというもの。ロシアは、外モンゴルは中国の一部であり、中国内では釐金が徴収されるので、外モンゴルも同様に釐金を徴収する権利があるというもの。そして、外モンゴルは、ロシア人の免税も外モンゴルにおける釐金も清代に制定されたものであり、モンゴル政府はそれを継続しているに過ぎないというもの、であった。

この交渉の中で注目すべき発言は、ロシア代表ミルレルの、「中国商民が中国において釐金税を納め、中国の一部である外モンゴルにおいて釐金税を納めないのであれば、外モンゴルが中国から完全に分離

11) すでにアトウッドは、最終的にキャフタ協定において中国商人に課せられる諸税は「国境関税」ではなく「釐金」として分類されたと指摘している (Atwood2017:68) が、その意図や具体的な交渉過程については考察していない。

したように見える [Багсайхан (ed.) 2013:136-140] というものである。中国はかねてより外モンゴルが中国領の一部であると主張してきたが、ロシアはこれを逆手にとり、外モンゴルにおいて徴収する税を中国領内で徴収されている「釐金」とすることにより、中国商品への課税を実現しようとしたのである。

外モンゴルにおいて釐金を設置する議題は、次の1月26日の第27回、2月1日の第28回会議においても取り上げられた。特に第28回会議では、釐金の税率が議論されている。モンゴル代表が、「以前は10%の税を徴収するように定め、酒・タバコはそれ以上であったが、中国商店の請願により一時的に5%の税、酒・たばこは2倍の10%を徴収するようにした」と発言すると、中国代表は、「ロシアが無関税なのに、この5%とは何を根拠にしているのか」と問いただした。これに対し、モンゴル代表は、「このような税率の税は外モンゴルに新しい状況が生じる数年前に中国の大臣が定めたのである。ロシア商民に無関税の権利を与えたのは、清国の皇帝の時代に与えた権利を再び確認したのである」と、ロシアの特権や税率はモンゴル独立以前の清代に決められたものであると切り返したのである [Багсайхан (ed.) 2013:153-154]。

その後、中国代表とロシア代表の間では税率について議論が交わされ、中国代表が5%の税率に難色を示すと、ロシア代表は、「天津や張家口、帰化城では、釐金は10%から14%であるので、5%は低い」と応じた [Багсайхан (ed.) 2013:155]。

2月5日の第29回会議、2月9日の第30回会議においても外モンゴルにおける税制が議論されているが、論点はその税をどう呼ぶか、そして税率は何%かという方向にシフトしていった [Багсайхан (ed.) 2013:164-168]。最終的に税率は5%、酒・たばこは10%ということで合意され、また「関税」として課税することに中国は反対し、最終的に「内地商税」と記すことでまとまった。ロシアの研究者ルズャーニンは、「1914年11月末、関税の条項を協議する際、中国人は外モンゴルの地位が『中国の一部』の自治であることを挙げて、モンゴルへの商品輸入と

そこからの輸出に対する無関税の権利を要求した。モンゴル人の反論にもかかわらず、この条項では中国の案が採用された」[Лузянин 2003:67]と述べているが、これは正確とは言えない。確かに、「関税」を支払うことはなくなったが、最終的には「内地商税」という名目で中国商人は依然として税を負担することになったのであり、実際にはこれはキャフタ会議に臨む際のロシアの既定方針であった。

最終的に、1915年6月7日に締結されたキャフタ協定第12条は、中国商人が貨物を自治外モンゴルに搬入する場合には、いかなる種類の商品であろうと関税を課されることはない。ただし、中国商人は、自治外モンゴルにおいて制定され、今後制定される内地商税を外モンゴル人同様に納付する [Батсайхан (ed.) 2013:408]。

と規定された。結局、キャフタ協定は「関税」を払わないことは明記されたが、中国商人はそれ以前同様の税を納めることに変わりはないのである。イドゥシンノロブらは、「中国商人がモンゴル人と同様に内地商税のみを納めることになったことより、彼らの活動を制限し、監視するために行っていた全ての政策が無効となった」[Идшинноров & Шаравсамбуу 1996:63]とするが、「関税」と呼ぶか否かは別として、中国商人が支払う税額、徴収方法などは実質的には変わらなかったのである。関税が撤廃されたことにより、中国商人から関税を徴収する必要がなくなったため、1915年9月に税務省は廃止され、その業務は財務省に引き継がれた [Лонжид 2000:8]。

こうして、外モンゴルにおいて交易を行う中国人、モンゴル人は同様に内地商税を課されることとなった。税の支払いを免れるために中国商人が取り得る手立ては、無関税特権を有するロシア人を利用することであった¹²⁾。

12) 当時はチベット人も無税であり、この問題については橋2018において論じている。

6. モギリニコフ事件

前述した通り、マイスキーらにより無関税特権を有するロシア人による中国商人への名義貸しは知られていた。共戴5年4月27日(1915年6月9日)付のモンゴル国外務省から税務省へ送られた書簡は、

昨年(1914年)12月、〔ロシア〕総領事より、ロシア臣民デミタリーことモギリニコフが、「中国人ワンボーチュワンに代理で販売させた小麦粉75袋の価格、1038 ツァース15 ムングより5%換算で^{ママ}53 ツァース¹³⁾91 ムング¹⁴⁾の関税を徴集したことは適当ではないので、徴収した金額を回収し送り届けて欲しい」とした件〔МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н15〕。

という案件についてであった。すなわち、中国人ワンボーチュワンがモギリニコフに代わって商品を販売したことが発覚して5%の税が課されたこと、これに対して、課税は不当であるため徴収した金額を返済するように求めていることが記されている。

このモギリニコフなる人物の詳細は不明であるが、1898年～1910年、1912年にモンゴルを訪問したアルタイ言語学者のラムステッドは、その旅行記において、「ある夜更けに、モギリニコフとカルギンという名の2人のロシア人がテントを訪ねてきた・・・ザイツェフとモギリニコフは共にピースクの商人で、早春にモンゴル人の欲しがるやかんや布地などの大量の商品を持って出発し、品物を掛け売りしながら外モンゴルの奥深く行けるところまで行き、商品を売りつくすと、暑い夏の旅を避けて、涼しい場所を見つけて過ごし、秋にピースクへ戻る途中で、春の売掛金を羊毛や毛皮や家畜で受け取っていくのだった」、

13) ツァースとはツイリコフ・ツァースのことで、ルーブル紙幣を指す。1913年には、1 ツイリコフを銀7銭2分で計算していたという(Цэрэндорж 1961:27)。ところが、第一次世界大戦勃発後、ルーブルの価値が下落したため、共戴5年11月12日(1915年12月18日)付の史料には、銀1両を2 ツイリコフ(1 ツイリコフ=5銭)で換算することになったと記されている(МУУТА.ФА6-Д1-ХН158-Х90-94)

14) ムングとは、本来「銀」そのものを意味するが、後のモンゴル人民共和国で1 トゥグルク=100ムングであったように、ここでは1 ツイリコフ・ツァース=100ムングという意味で使われていると思われる。

「中でも商人のモギリニコフは立派な家を建てて手広く商売をやっていた。モギリニコフはキャフタへの逃走の途中で全財産を失った¹⁵⁾が、この僧院の地に移住し、ハンダ王（外務大臣ハンダドルジ）と特別によい関係を保って、莫大な財産を築いた。ハンダ王はモギリニコフに私のことを話した」と記している [Ramstedt 1978:87-88;229]。仮にラムステッドが述べる人物と同一人物であったとすれば、彼は外務大臣ハンダドルジと親交があったことになる。

このモギリニコフの抗議に対する税務省の反論は、「ロシア、チベットなどの関税を徴収されない人々よりモンゴル人で家畜や商品を購入したものがあれば、その購入した人物から関税を規定通りに徴収し、後日、転売により税を取りこぼす混乱がないように努めている。今回はロシアの小麦を代わりに販売するワンボーチュワンが関与したから税を徴収したのではなく、ただ購入した中国人から税を徴収したのである」とした。外務省は税務省の報告に基づき、「中国人ワンボーチュワンよりロシアの小麦を購入した中国人シーユンズンら6つの商店から集めた関税 51 ツァース 91 ムングを返還することを拒否し、徒党を組んで共謀し、規則を犯したロシア人ドミトリーことモギリニコフ、中国人ワンボーチュワンをそれぞれ規則に従って処罰する」とロシア総領事に伝えた。

ここで注目すべきは、販売者ではなく購入者に課税したと説明していることである。外務省もこの点を気につけ、いつからそのような規則を制定して運用しているのかを税務省へ照会した [МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н20]。この照会に対し、税務省は共戴 5 年 5 月 9 日（1915 年 6 月 21 日）、

ロシア、チベットなどの関税を徴収されない人々の販売したあらゆる家畜、商品を間接的に購入した者から税を徴収することを特に制定して布告したことはない。しかしながら、このようにして購入したモンゴル人、中国人から税を徴収しないと、国庫の収入

15) 1900年の義和団事件の際に、モンゴルにいる白人を殺害せよとの命令が北京から届き、彼らはキャフタへ逃げ延びたようである (Ramstedt 1978:87-90)。

が減少してしまう。また、狡猾なモンゴル人、中国人は税を逃れようと、ロシア、チベット人と共謀して自らの家畜、商品をロシア、チベット人から購入したと嘘をつくため、税収を減少させることがないように警戒し・・・間接的に購入したのから税を徴収しているのである [МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н19]。

と答えている。

このように、関税を免ぜられているロシア人が販売した商品には税がかからないため、ロシア人から購入したとして自らの商品を販売する者が出現する可能性も示されている。名義貸しを罰する規則は確かにあったが、実際にはこれを証明することは難しいため、購入者から徴税するようになったということである。逆に言えば、このような措置は名義貸しや転売が数多く行われてきたことへの対抗策であったとも考えられるであろう。このように、当時のモンゴル国では「規則がない制度」が運用されていたことになる。

1916年10月15日、キャフタ協定やその後生じた問題を受け、新たな徴税規則が制定された。このうち、第9条は、

ロシア人が中国、満洲の国境を越えてモンゴルに商品を搬入して販売すれば課税するほか、ロシア人がモンゴル・ロシア国境から商品を持ち込めば協定に従い免税とする。彼ら〔ロシア人〕の商品をモンゴル人、中国人が購入し、自らの商品として販売すれば課税する [МУУТА.ФА6-Д1-ХН213-Н191; Пунцагдаш 2006:152-154]。

とし、転売の禁止が明記された。このような改定は、モギリニコフ事件のような税逃れへの対応であったのである。

7. 結論

モンゴル国は清朝より独立を宣言して新政権を樹立したことにより新たに税規則を整備していったが、中国人から5%を徴税するというのは清代の釐金を、ロシア人は無関税というのも清朝とロシアの取り決めに継承したものに過ぎなかった。

ロシア政府と中国政府は、モンゴルにおける関税をめぐるキャフタ会議では激しく対立したが、その一方で、民間ではロシア人と中国人の共謀による税逃れが横行していた。すなわち、政府の思惑と民間の思惑の間に大きなギャップが存在していたことになる。関税はモンゴル政府がロシアから借り入れた借款の担保になっていたため、税逃れはロシア政府にとっても不都合であった。そのため、ロシア政府は財政顧問コージンを派遣して関税も含めてモンゴル財政の整備を図っていた [Цэнджав 2014:109-110]。

外国人の特権を利用した税逃れについては、つとに子口半税制度を悪用する中国人の事例などが知られてきた [本野 2004] が、本稿では無関税特権を悪用するロシア人と中国人の共謀関係の具体的事例としてモギリニコフ事件を取り上げた。このような税逃れに対し、モンゴル国の税務省は購入者に課税するという規則にない制度を運用することにより税収の確保を図ろうとしていた。転売禁止を明記した 1916 年の新徴税規則は、モギリニコフ事件など実際に生じていた問題を受けた結果として制定されたと推測される。

一方で、キャフタ協定締結後、ロシア人が満洲経由で販売したお茶（中国商品）から協定の規定通り売値の 5% の税を徴収しようとしたところ、買値の 5% しか払おうとしないロシア商人の問題なども現れていた [МУУТА.ФА8-Д1-ХН627-Н2,3]。すなわち、たとえ税規則は制定されても実際の運用には様々な困難が伴っていたことが窺い知れる。また、1917 年にモンゴル国の首都フレーを調査した三井物産の大島清は、「支那より輸入せらる、外国貨物に対しても支那品同様の賦課を為し居り子口単及三連単は外蒙に於ては之が適用を許し居らず [田中（編）1969:25]」と記しており、これは列強の批判を回避しようとしたロシアの方針とは異なる事態である。

本来、制度は制定された諸規則を整理すれば明らかにできるはずであるが、その実態を明らかにするのは容易ではなく、本稿はその一端を解明したに過ぎない。今後は、これらの税制がいかに運用され、ど

のような問題が現れていたのかを詳細に考察し、より多くの具体的事例を取り上げることにより実態の解明を試みていきたい。

引用文献

塩谷昌史（編）

2009 『帝国の貿易：18～19世紀ユーラシアの流通とキャフタ』 仙台：東北大学東北アジア研究センター

澁谷浩一

2003 「キャフタ条約締結過程の研究—国境貿易条項の成立と清側ロシア文条約」『茨城大学人文学部紀要』（人文科学論集）40：57-75

橘誠

2018 「清朝崩壊後のモンゴル・チベット関係—蒙蔵条約の同時代的意義に着目して」『下関市立大学論集』62-1：71-83

田中克彦（編）

1969 「大島清庫倫出張報告書」『遊牧社会史探究』41：1-46

村上衛

2013 「効かない証明書—19世紀末、鎮江における通過貿易問題」森時彦編『長江流域社会の歴史景観』81-101、京都：京都大学人文科学研究所

本野英一

2004 『伝統中国商業秩序の崩壊：平等条約体制と「英語を話す中国人」』名古屋：名古屋大学出版会

森永貴子

2010 『イルクーツク商人とキャフタ貿易：帝政ロシアにおけるユーラシア商業』札幌：北海道大学出版会

柳澤明

2012 「1750～60年代のキャフタ貿易と関税問題」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』（第4分冊）58：5-18

吉田金一

1963 「ロシアと清の貿易について」『東洋学報』45-4：39-86頁

- 1974 『近代露清關係史』東京：近藤出版社
1984 『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』東京：近代中国研究センター

譚桂戀

- 2016 『中東鐵路的修築與經營（1896-1917）：俄國在華勢力的發展』台北：聯經出版事業股份有限公司

秋原

- 2015 『清代旅蒙商述略』北京：新星出版社

張啓雄

- 1995 『外蒙主權歸屬交涉1911～1916』台北：中央研究院近代史研究所中國第一歷史檔案館（編）

- 1995 『光緒朝硃批奏摺』第七八輯（財政）雜稅、北京：中華書局

Багсайхан, О.

- 2002, *Монголын тусгаар тогтнол ба Хятад, Орос, Монголын гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ (1911-1916)*, Улаанбаатар: Адмон

Багсайхан, О. (ed.)

- 2013, *Хятад, Орос, Монгол гурван улсын 1915 оны Хиагтын гэрээ: Өдөр тутмын тэмдэглэл*, Улаанбаатар: Соёмбо принтинг

Идшинноров, С. & Шаравсамбуу, Б.

- 1996, *Монгол улсын гаалийн товч түүх*, Улаанбаатар: Монгол пресс хэвлэх үйлдвэр

Лонжид, З.

- 2000, *Монгол улсын санхүүгийн албаны түүх: 1911-1921*, Улаанбаатар

Монгол улсын гаалийн ерөнхий газар

- 2012, *Монголын гаалийн албаны түүх, 1912-2012*, Улаанбаатар: Тод үсэг хэвлэх үйлдвэр

Очир, А. & Пүрвээ, Г.

- 1982, *Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл*, Улаанбаатар: Улсын хэвлэлийн газар

Пунцагдаш, Г.

2006, *Монгол гааль: Гаалийн түүхийн цаг хугацаа, он дарааллын бичиг*, Улаанбаатар

Цэнджав, Г.

2014, *Монгол улс дахь Хаант Оросын санхүүгийн зөвлөх түшмэлийн үйл ажиллагаа*, Улаанбаатар: Эдо публишинг

Цэрэндорж, Г.

1961, *Нийслэл Хүрээний Монгол худалдааны тойм: 1912-1920*, Улаанбаатар: Шинжлэх Ухааны Академийн хэвлэх үйлдвэр

Цогтоо, Ш.

2015, *Гаалийн эрх зүй: Удиртгал*, Улаанбаатар: Адмон

Чулуун, С.

2009, *Монголын худалдаа, эдийн засгийн товчоон*, Улаанбаатар: Соёмбо принтинг

Лузянин, С.Г.

2003, *Россия-Монголия-Китай в первой половине XX века: Политические взаимоотношения в 1911 -1946 гг.*, Москва: ОГНИ

Майский, И.

1921, *Современная Монголия: отчет Монгольской экспедиции, снаряженной Иркутской конторой Всероссийского центрального союза потребительных обществ "Центросоюз"*, Иркутск: Государственная типография

М.О.Э.И.1: *Международные отношения в эпоху империализма: документы из архивов царского и Временного правительств в 1878-1917 г г.*, Серия3: Том первый, 1931. Москва; Ленинград: Государственное социально-экономическое издательство

М.О.Э.И.2: *Международные отношения в эпоху империализма: документы из архивов царского и Временного правительств 1878-1917 гг.*, Серия3: Том второй, 1933. Москва; Ленинград: Государственное социально-экономическое издательство

М.О.Э.И.3: *Международные отношения в эпоху империализма: документы из архивов царского и Временного правительств*

- 1878-1917 22., Серия3: Том третий, 1933. Москва; Ленинград:
Государственное социально-экономическое издательство
- Попов, А. (ed.)
1929, “Царская Россия и Монголия в 1913-1914 22.,” *Красный архив*, № 6 (37) : 3-68. Москва ; Ленинград : Государственное издательство
- Atwood, Cristopher
2017, “Chinese Merchants and Mongolian Independence,” in Chuluun, S. & Battulga, S. (eds.) , *XX зууны Монгол: Түүх, соёл, геополитик, гадаад харилцааны тулгамдсан асуудлууд*: pp. 62-75. Улаанбаатар: Адмон Принт
- Holzman, Franklyn D.
1957, “The Tax System of Outer Mongolia, 1911-55: A Brief History,” *The Journal of Asian Studies*, Vol.16, No.2: pp. 221-236
- Lo Hui-Min (ed.)
1978, *The Correspondence of G.E.Morrison II, 1912-1920*: Cambridge: Cambridge University Press
- Ramstedt, Gustav John
1978, *Seven Journeys Eastward 1898-1912: Among the Cheremis, Kalmyks, Mongols, and in Turkestan, and to Afghanistan*, Translated from the Swedish & edited by John R. Krueger. Bloomington: Mongolia Society